

ふるさと納税の仕組みと地域活性化に及ぼす影響

～調査から見たこれからのふるさと納税～

明治大学 経営学部 会計学科 4年 篠原園子

2016/01/26

目次

序章

- (1) 研究の背景
- (2) 研究の目的
- (3) 研究方法
- (4) 調査対象
- (5) 本論文の構成

第1章 先行研究について

- (1) 地域活性化策の先行研究例からみたふるさと納税の位置づけ
- (2) 本論文における地域活性化の定義

第2章 「ふるさと納税」について

- (1) ふるさと納税とは？
- (2) ふるさと納税の根拠法
- (3) ふるさと納税の理念
- (4) ふるさと納税の仕組み
- (5) ふるさとの概念

第3章 静岡県における事例調査

- (1) 静岡県内におけるふるさと納税の導入状況
- (2) 調査対象プロフィール
- (3) ふるさと納税における各自治体の実情

第4章 考察

- (1) 論点
- (2) 返礼品導入目的について
- (3) 返礼品導入前後の変化
- (4) 現行制度に関して浮上する問題

第5章 終章

序章

(1) 研究の背景

ここ最近、メディアで取り上げられるようになり認知度の高まってきている「ふるさと納税」。ふるさと納税を行うと住民税が控除されるというのが主な仕組みであるが、それよりも各地方自治体からの返礼品の品々が大きく取り上げられることで注目を浴びている。この人気の高まりを受け、全国でこの制度を導入している各自治体は、現在全国 47 都道府県 1,700 以上¹の市町村に及ぶ。

(2) 研究の目的

元々ふるさと納税は、地方自治体の活性化を目的に取り入れられた。平成 20 年から運用されていた本制度であるが、近年ふるさと納税寄付者に対する自治体からの返礼品が注目され人気の高まりを見せている。この人気と共に多くの自治体が返礼品を取り入れ運用する傾向が強くなってきており、一見すると利点ばかりのようにも思える。

しかし、それと共に自治体間における返礼品合戦などの新たな問題を指摘する者も現れた。そもそもの制度趣旨である地域活性化につながっているのか、またその効用が日本の地域全体に普及しているのかという現行制度におけるふるさと納税の機能性は不透明な部分がある。

本論文では、文献調査や事例調査に基づき、その現状実態の把握と考えられる問題点を明らかにする。

(3) 研究方法

本研究では、大きく 3 つの調査方法を用いる。

まず 1 つ目は、ふるさと納税、また地域活性化に関する文献・論文などの先行研究を用いた文献調査。

2 つ目は、各自治体に対するメールアンケート調査。平成 27 年 10 月 26 日に、焼津市役所財 財政課 ふるさと納税担当者、富士宮市 企画部 未来課 地域政策推進室 伏見賢治氏、長泉町役場 企画財政課 財務契約チーム ふるさと納税担当者に対して行なった。

3 つ目は、電話によるインタビュー調査。平成 27 年 11 月 2 日に富士宮市 企画部 未来課 地域政策推進室 伏見賢治氏に対して行なった。

また、調査結果の詳細は末巻資料を参照とする。

(4) 調査対象

本論文に関する研究調査にあたり、調査参考として以下 3 つの自治体を対象とする。尚、各調査結果の比較を可能にするため、選考条件を静岡県内の市町村に限る。

¹ ふるさと納税に関する調査結果 http://www.soumu.go.jp/main_content/000248910.pdf
(平成 27 年 12 月 4 日アクセス)

その中でも今回は、返礼品を導入し活用に積極的な焼津市、近年返礼品の導入に踏み切った富士宮市、返礼品を導入していない長泉町、それぞれふるさと納税の取り組み方に違いのある3つの市町を対象に調査を行う。

(5) 本論文の構成

まず第1章では、先行研究を元にふるさと納税の位置づけなどについて論じ、本論文での地域活性化の考え方について説明する。

続けて第2章では、ふるさと納税について現行制度構造などをふまえ詳細に説明する。

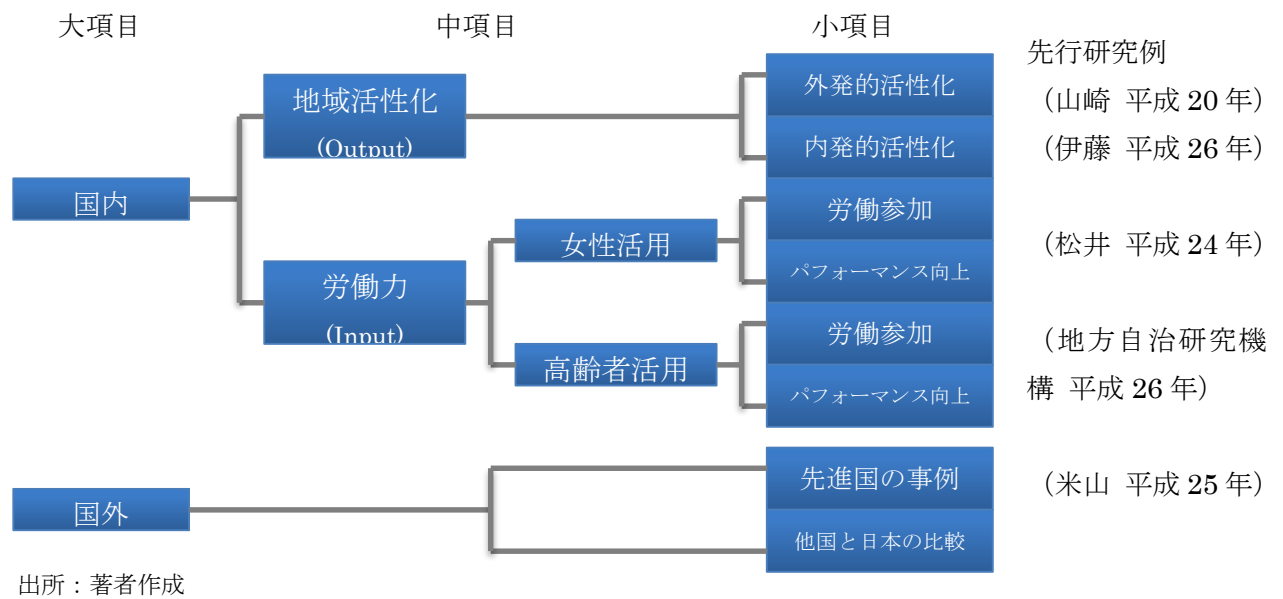
第3章では、3つの自治体を対象に実施した事例調査を元にその結果から見えた各自治体の現状と浮かび上がった新たな問題について明らかにしていく。

第1章 先行研究について

(1) 地域活性化策の先行研究例からみたふるさと納税の位置づけ

国内の地域活性化に関する先行研究に関連する論文は、アウトプットとしての地域活性化の視点と、インプットとしての労働力の視点の二つに分けて整理ができる。地域活性の視点からは、地域外や政策等の外発的な活性化の視点と、地域内部の資源（農業資源・観光資源等）等を活用した内発的な活性化の視点から分類される。

図1 先行研究分類図



上記の分類表にふるさと納税を当てはめてみると、アウトプットとしての地域活性化の部分に分類される。さらに、ふるさと納税は総務省が管轄する政策として、外発的活性化といえることができる。ふるさと納税のしくみの中には返礼品という形で多くの自治体の特産品などを用いて地域内部の農業資源や観光資源を利用していることから、内発的活性から付けとることもでき、両者を組み合わせて活用されている政策と分類することができる。

ふるさと納税の政策をうまく活用し、軌道に乗せることのできた自治体は、返礼品という点で地元企業と提携している実例が多いため、新たな労働力の創出という点にも結びつけて考えられる。

(2) 本論文における地域活性化の定義

今回は、ふるさと納税をテーマとして取りあげるにあたり、地域活性化の観点から研究することとする。一言に「地域活性化」と言っても様々な捉え方や概念が存在するため、本研究においてはふるさと納税の理念（地域応援、地域のあり方の再考、地域の活力創造）に則り、いかに各自治体の特徴を活かして活力を向上させることができているのかという視点から定義することとする。

第2章 「ふるさと納税」について

(1) ふるさと納税とは？

ふるさと納税とは、都道府県、市町村への「寄付金」のことを指す。一般的に自治体に寄附をした場合には、確定申告を行うことで、その寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除される。しかし、ふるさと納税では自己負担額の2,000円を除いた全額が控除の対象となる。

平成27年4月1日より、個人が2,000円を超える寄附を行ったときに、確定申告をする
と住民税のおよそ2割程度が所得税から還付、住民税から控除されるようになった。

また、確定申告が不要な給与所得者等に限り、確定申告の代わりとなる「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を寄附先自治体へ提出することで、住民税のおよそ2割程度が住民税から控除される。

つまり、実質今収めている県民税・市民税の一部を任意の自治体へ移転する事になる。

(2) ふるさと納税の根拠法

ふるさと納税の法源は地方税法第37条の2にある。これは平成20年4月30日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第21号）²による。4～5頁において、第37条の3中「前2条」「前3条」に改め、同条を第37条の4とする、第37条の2中「前条」を「前2条」に改め、同条を第37条の3とし、第37条の次に次の1条を加える、と記載し、従前の地方税法に「(寄附金税額控除)の項」、第37条の2を挿入した。第37条の2はその後平成23年法律第83号により改正され現在に至っている。³

(3) ふるさと納税の理念

多くの人が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行っている。その結果、都会の自治体は税収を得るが、自分が生まれ育った故郷の自治体には税収が入らないのである。

こうした問題を解決するために、遠く離れた場所からでも税制を通じてふるさとを応援できる制度として、ふるさと納税が導入された。

このふるさと納税には、3つの大きな意義がある。

第1に、納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。それは、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会になる。

² 地方税法等の一部を改正する法律

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/pdf/h21_08_1.pdf

³ 地方税法

<http://www.houko.com/00/01/S25/226.HTM#s2.1.2.1>

第2に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。それは、人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になる。

第3に、自治体が国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。それは、選んでもらうに相応しい、地域のあり方をあらためて考えるきっかけへとつながる。

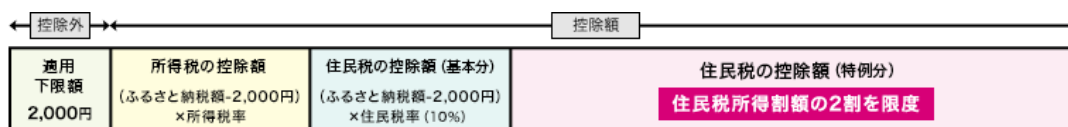
さらに、納税者と自治体が、お互いの成長を高める新しい関係を築いていくこと。自治体は納税者の「志」に応えられる施策の向上を。一方で、納税者は地方行政への関心と参加意識を高める。いわば、自治体と納税者の両者が共に高め合う関係である。一人ひとりの貢献が地方を変え、そしてより良い未来をつくる。全国の様々な地域に活力が生まれることを期待するものである。

(4) ふるさと納税の仕組み

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度（一定の上限はある）。

例えば、年収700万円の給与所得者の方で扶養家族が配偶者のみの場合、30,000円のふるさと納税を行うと、2,000円を超える部分である28,000円（30,000円－2,000円）が所得税と住民税から控除される。

図2 控除額内訳



出所：総務省／ふるさと納税ポータルサイト

控除を受けるためには、原則として、ふるさと納税を行った翌年に確定申告を行う必要がある。ただし、平成27年4月1日から、確定申告の不要な給与所得者等は、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内である場合に限り、ふるさと納税を行った各自治体に申請することで確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が始まった。これは、平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税に適用される。

(5) ふるさとの概念

そもそもふるさと納税は、寄付金の性格を持っており、ふるさとを応援するという理念のもと始まっている。施行開始から「ふるさと」の概念定義に関する議論が巻き起こっていたが、現行制度では「使いやすく、分かりやすく」ということを重視し、「ふるさと」となる地方自治体を限定することなく、利用者が自ら選択できるという方式に落ち着いている。これは、仮にふるさととなる地域を定義し限定したとしても、その判断は非常に困難で分かりづらいからである。

第3章 静岡県における事例調査

(1) 静岡県内におけるふるさと納税の導入状況

平成27年12月現在、県内30の市町（全体の86%）が返礼品を導入している。導入していないのは6市町ある。

県内35市町の平成27年度実績は、4万3100件、9億4千万円だった。⁴

なお、平成27年におけるふるさと納税の寄附金額が多かった自治体トップ7を示している。

表1 平成27年静岡県内寄付金総額トップ7

| | 寄付額 | 件数 |
|-------|----------|---------|
| ①西伊豆町 | 3億2849万円 | 1万6673件 |
| ②焼津市 | 1億6589万円 | 4122件 |
| ③磐田市 | 1億1258万円 | 1万0449件 |
| ④富士宮市 | 1億0053万円 | 9件 |
| ⑤沼津市 | 4907万円 | 2737件 |
| ⑥浜松市 | 3018万円 | 1718件 |
| ⑦南伊豆町 | 2714万円 | 1936件 |

出所：静岡新聞電子版（平成27年6月29日付）

(2) 調査対象プロフィール（図3参照）

① 静岡県焼津市

静岡県焼津市は、京浜・中京のほぼ中間に位置し、人口6万9983人⁵、面積70.62km²からなる。平成26年度の一般会計予算歳入総額は、約444億円⁷である。

平成26年10月より返礼品を導入しており、そのバリエーションは特産品である海鮮物をはじめ豊富に取り揃えている。ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」内にて高い人気を誇り、全国2位⁸のPV数を誇っている。

② 静岡県富士宮市

⁴ 静岡新聞記事（平成28年1月22日アクセス）

<http://www.at-s.com/sp/news/article/topics/shizuoka/143743.html>

<http://www.at-s.com/news/article/politics/shizuoka/55398.html>

⁵ 焼津市公式ホームページ <https://www.city.yaizu.lg.jp/shisei/toukei/juumoto/index.html>
（平成27年12月31日現在）

⁶ 焼津市公式ホームページ『統計やいづ』 <https://www.city.yaizu.lg.jp/toukei/index.html>
（平成27年4月8日現在）

⁷ 焼津市公式ホームページ 歳入予算執行状況

<https://www.city.yaizu.lg.jp/kouhyou/zaisaei-jijyou/documents/h26simo-ipansainyuu.pdf>
（平成27年3月31日現在）

⁸ ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」<http://www.furusato-tax.jp/>
2015年11月PVランキング（平成27年12月4日現在）

富士宮市は、富士山の西南麓に位置し、人口約 13 万 5 千人、面積 389.08 km²からなる。平成 27 年度の一般会計予算歳入総額は、約 415 億円¹⁰である。

平成 27 年 4 月より返礼品の導入を開始した。返礼品には、特産物である富士宮焼きそばやにじますなどを取りそろえている。

③ 静岡県駿東郡長泉町

長泉町は、県東部の中心都市である沼津市、三島市に隣接し、人口 4 万 2792 人、面積 26.51 km²からなる。

ふるさと納税においては、返礼品を取り入れておらず、利用方法が選択可能な寄付金の受付のみの受付を行う自治体である。

図 3 調査対象



出所：著者作成

⁹ 富士宮市公式ホームページ

http://www.city.fujinomiya.shizuoka.jp/municipal_government/liti2b0000000tn7.html

(平成 27 年 6 月 15 現在)

¹⁰ 富士宮市公式ホームページ 平成 27 年度予算

http://www.city.fujinomiya.shizuoka.jp/municipal_government/yosan27.html

(平成 27 年 3 月 17 日現在)

¹¹ 長泉町公式ホームページ <http://japan.nagaizumi.org> (平成 28 年 1 月 1 日現在)

(3) ふるさと納税における各自治体の実情

調査対象 3 市町へのアンケート調査およびインタビュー調査をもとに、故郷納税の導入状況について表 1 のようにまとめた。

表 2 調査内容まとめ

| | 焼津市 | 富士宮市 | 長泉町 |
|-------------------------|--|----------------------------|--|
| 返礼品導入開始時期 | 平成 26 年 10 月 | 平成 27 年 4 月 | 導入実績なし |
| 返礼品導入目的 ※ 1 | 焼津市と焼津市の産業の PR。 | 特産品 PR、寄付者への感謝。 | - |
| 寄付金件数・受納額 (平成 26 年度) | 284,583,611 円 (8,027 件) | 103,184,129 円 (15 件) | - |
| 寄付金使用用途 ※ 2 | まちづくりを中心とした 8 つの用途の中から選択可。 | まちづくりを中心とした 8 つの用途の中から選択可。 | 「いつまでも住みたい、住み続けたいまちづくり」、 「暮らす誇りや愛着を持ち続けられるまちづくり」を推進する事業で活用。 |
| 返礼品選定基準 | 市内に事業所を有している事業所で、市内で生産製造または加工や販売をしているもの。 | 地域の特産品を中心に選定。 | - |

※ 1・2 詳細は後付資料参考。出所：著者が調査の上作成

第4章 考察

(1) 論点

ふるさと納税は、そもそも自治体への寄付金として分類されている。近年はメディアなどで取り上げられる機会が増加し、返礼品目当てに自治体に多くの寄付が集まるようになった。この傾向から、各自治体は地域を挙げて豪華な返納品を提供するための返納品合戦が過熱してきているという指摘がある¹²。これがふるさと納税の理念である地域の活性化に本質的につながっているのかについて焦点を当て実態を調査するとともに、これからのふるさと納税について考える。

(2) 返礼品導入目的について

焼津市と富士宮市へのインタビューによれば、返礼品を導入している焼津市と富士宮市は、導入の経緯や目的としていくつか共通した点が見られた。まずは、両市ともにふるさと納税寄付に伴う税金の控除により他自治体への流出が起きている危機感を感じているということ。それに加え、先に導入している自治体が好調な様子を受け導入に踏み切っている。

返礼品としては、その自治体によってさまざまなものが見られるが、その多くを占めているのがご当地グルメに関するものだ。ご当地グルメに関しては、これまでも過去にみられるB級グルメ旋風のように町おこしのコンテンツとして大きな役割を果たしてきた。

焼津市は、海に面しており全国的にも海産物が有名である。また、富士宮市は、B-1グランプリで一躍有名になった富士宮やきそばを筆頭としてご当地ならではの品を抱えている。それぞれ特徴ある特産物を抱える両市としては、これらを返礼品として送付することで、町のPRとして活用していくことが可能である。

一方で長泉町は、返礼品の贈呈がふるさと納税制度の創設趣旨と合わないという理由から導入を行っていない。

①焼津市

- ・焼津市民が他自治体へのふるさと納税寄付を行っており、流出が起きているため。
- ・既に導入している他自治体で多くの寄付が集まっているため。
- ・焼津市のPRのため。

②富士宮市

- ・富士宮市民が他自治体へのふるさと納税寄付を行っており、流出が起きているため。
- ・既に導入している他自治体で多くの寄付が集まっているため。
- ・富士宮市のPRのため。

¹² 過熱する「ふるさと納税」まとめ／読売オンライン（最終アクセス日：2015年12月4日）

<http://www.yomiuri.co.jp/feature/matome/20150409-OYT8T50072.html>

- ・ 寄付者への感謝のしるし。

③長泉町

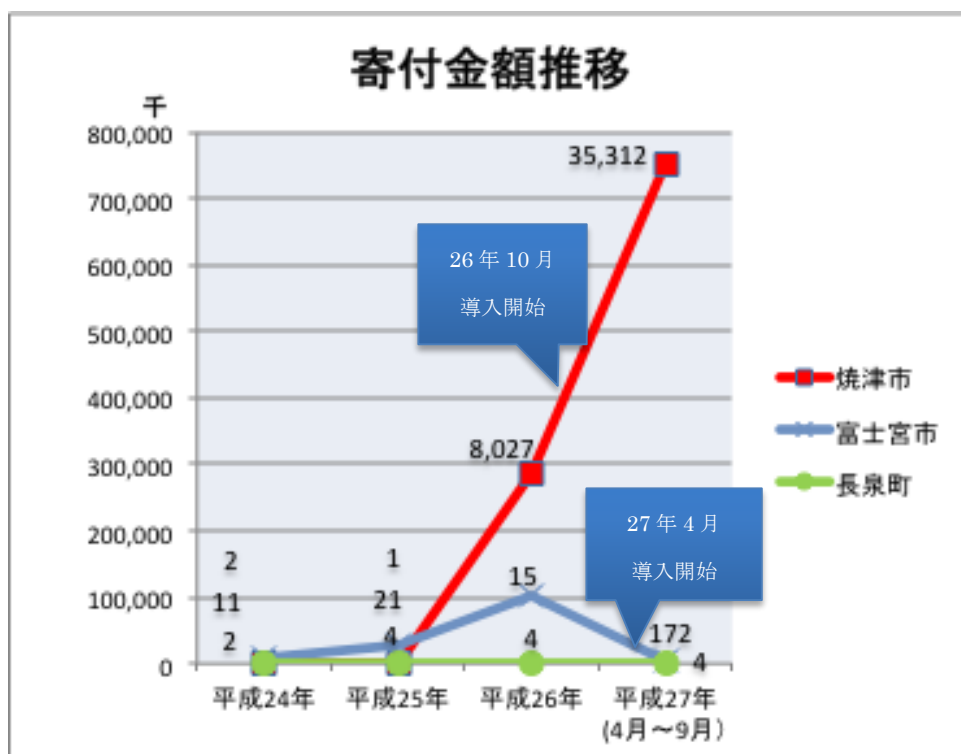
- ・ 返礼品の導入なし

→理由：返礼品の贈呈がふるさと納税制度の創設趣旨と合わないと考えているため。

(3) 返礼品導入前後の変化

ここで、返礼品の導入がふるさと納税における寄付金総額にどのような影響を与えているのかについて、導入前後のデータを元に分析していく。

図 4 寄付金額推移



(※数値は寄附件数)

出所：『総務省ふるさと納税における現状調査結果』をもとに著者作成

図 4 は、焼津市・富士宮市・長泉町における平成 24 年から平成 27 年 9 月までのふるさと納税による寄付金額の推移を表している。

返礼品を導入している焼津市と富士宮市は、それぞれ平成 26 年 10 月と平成 27 年 4 月から導入を開始している。グラフを見てみると、焼津市は導入後から今年にかけて大幅に寄付金額が増加していることが分かる。また、富士宮市も導入後から寄付件数は着々と増加をしている。(下表 2 参照)

表 3 寄付件数内訳

| | | 市町内 | 市町外 | 総件数 | 総金額 |
|-------------------------|------|-----|--------|--------|-------------|
| 平成 24 年 | 焼津市 | 1 | 1 | 2 | 520,000 |
| | 富士宮市 | 7 | 4 | 11 | 9,053,905 |
| | 長泉町 | 0 | 2 | 2 | 350,000 |
| 平成 25 年 | 焼津市 | 1 | 0 | 1 | 50,000 |
| | 富士宮市 | 7 | 14 | 21 | 26,295,972 |
| | 長泉町 | 0 | 4 | 4 | 400,000 |
| 平成 26 年 | 焼津市 | 0 | 8,027 | 8,027 | 284,583,611 |
| | 富士宮市 | 8 | 7 | 15 | 103,184,129 |
| | 長泉町 | 1 | 3 | 4 | 100,000 |
| 平成 27 年 (4 月～9 月) | 焼津市 | 0 | 35,312 | 35,312 | 749,780,892 |
| | 富士宮市 | 1 | 171 | 172 | 2,806,000 |
| | 長泉町 | 0 | 4 | 4 | 170,000 |

出所：『総務省ふるさと納税における現状調査結果』をもとに著者作成

上表 2 は、平成 24 年から平成 27 年 9 月までのふるさと納税による寄付金件数の内訳を市町内・市町外別に示したものである。

これを見ると、平成 24 年から 25 年度に関しては 3 市町ともに 1 桁から 2 桁の寄付件数であり、その間に大きな差は見られない。

しかし、平成 26 年度からその差は一目瞭然となる。平成 26 年 10 月から返礼品の導入を開始した焼津市は 8,027 件という大幅な増加を見せた。さらに、その件数の全ては市外からのものであった。

続いて、27 年度を見てみる。返礼品が好評を得た焼津市はその後も件数を伸ばし続け、前年を大きく上回るペースで寄付を受納している。さらに、4 月からは富士宮市も導入を開始した影響か、前年と比べ大幅に件数を増やしていることが分かる。両市とも、そのほぼ全てを市外から募っているという結果である。

(4) 現行制度に関して浮上する問題

前項目に見られた寄付金額の大幅な増加など一見するとメリットの多いふるさと納税現行制度のように思われるが、調査を進めていく中でいくつかの問題が浮き彫りとなってきた。

①返礼品合戦の過熱

各自治体が用意する返礼品が連日メディアで取り上げられたことで、ふるさと納税の人気はより勢いを増している。その人気と共に挙げられてくるのが、自治体間による返礼品合

戦の過熱を問題視する議論だ。¹³

この議論を取り上げる前提として、「ふるさと納税」の意義の中に“自治意識の進化”が挙げられており、ふるさと納税は、自治体間の競争が刺激されることにより、地方団体が自治意識を進化させる重要な契機¹⁴と位置づけられていることを認知しておく必要がある。

平成 27 年 4 月 1 日から、確定申告の不要な給与所得者等は、ふるさと納税先の自治体数が 5 団体以内である場合に限り、ふるさと納税を行った各自治体に申請することで確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が始まったことにより、ふるさと納税は利用者側にとってより便利で身近になりつつある。この制度改革により増える利用者を惹き付けるために自治体側も返礼品により力を注いでいる。

中には、高額な返礼品を用意し高額な寄付を募る自治体も現れた。下表は、返礼品合戦の過熱を受けて、実際に自治体から出された高額な返礼品の例である。

表 4 高額な返礼品例

| 高額な返礼品例 | 自治体 | 必要な寄付金額 | 相当額 |
|-----------|---------|----------|--------|
| シルクコート | 群馬県富岡市 | 300 万円以上 | 130 万円 |
| 輪島塗の座卓 | 石川県輪島市 | 150 万円以上 | 100 万円 |
| 一日町長体験 | 山形県真室川町 | 100 万円以上 | - |
| キャスターになれる | 兵庫県多可町 | 100 万円以上 | - |

出所：著者作成

上記のような例になると、ひとつの返礼品に対して 100 万円以上の高額な寄付が必要とされてくる。この過剰な流れを受けて、2015 年 4 月 1 日付で総務大臣通知として高額な返礼品などの贈呈を自粛するが通知が出された。

通知内容は、〈1〉高額な特産品や換金性の高いプリペイドカードを送ること 〈2〉お礼の品の価格を表示して寄付を募ること——などの自粛を要請するものである。¹⁵

高市総務相は 4 月 3 日の記者会見で、ふるさと納税はあくまで対価を求めない寄付であるとし、「趣旨に反するような返礼品の送付は自粛してほしい」と述べている。そのうえで、お礼の品を受け取ると一時所得になり、1 年で 50 万円を超えると課税されるとの注意喚起

¹³ ・Themis / テーミス (平成 27 年 9 月)『総務省「地方自治体」を押さえるため 菅義偉官房長官「ふるさと納税」にカラクリあり：税収の少ない地方を活性化する政策が特産品目当てと省益のためのツールになった』/東京：テーミス

・静岡新聞電子版記事(平成 27 年 6 月 29 日付)

<http://www.at-s.com/news/article/politics/shizuoka/55398.html>

・週刊新潮/『特集 過熱と狂騒の「ふるさと納税」完全ガイド』(平成 27 年 1 月 22 日付)/新潮社

¹⁴ ふるさと納税研究会報告書 (平成 27 年 12 月 13 日アクセス)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/pdf/houkokusyo.pdf

¹⁵ 詳細は後付資料参照。

を行なっている。

以上をふまえて、返礼品はあくまで寄附者への感謝の意を表すものであることを各自自治体の担当者が認識し、返礼品の選定に当たる必要がある。

②自治体間での利用格差

平成 27 年 10 月 23 日現在、返礼品を送付している自治体は 1,502 団体に及んでいる。一方で、170 団体は返礼品の送付を行なっていない。¹⁶一見、多くのメリットがあるように思える現行制度であるが、未だに多くの自治体が返礼品の送付を行なっていないのはなぜだろうか。

今回、3 つの自治体に調査を行なう中で、うまく制度運用を行なえる自治体と行なえない自治体があり、自治体間での利用格差が生まれていることが分かった。

富士宮市へのインタビュー調査の中で富士宮市役所企画部未来企画課地域政策推進室の伏見 賢治氏は、「ふるさと納税自体は、市の収入増加につながり、さらに特産品を PR することができるという大きなメリットがある。そのため、目玉商品や特色のある自治体は非常に活用しやすく利点の多いふるさと納税であるが、一方で特色のない自治体は、活用が困難で他の自治体へのふるさと納税により市民のお金が流れ出ていってしまうというデメリットがある。」という問題点を指摘した。

このように、ふるさと納税の返礼品送付を行なうためには、自治体に必要とされることがいくつか挙げられる。

まず一つ目は、自治体として特徴のある特産物を有していることである。返礼品として扱われている物の多くは、その土地ならではの特産品（グルメ・レジャーなど）である。これらを返礼品として利用することで自治体を印象付け PR につなげることができる。

そのため、多くの特産物を持つ自治体としては非常に PR として利用しやすく、多くの寄附を募ることができる。しかし、特産物の少ない自治体にとっては、返礼品を用意することが難しい。

また二つ目として、事務処理を行なう職員の増員が必要とされる。ふるさと納税で返礼品の送付を行なう場合は、税金の控除などの手続きが必要となるため多くの事務処理が発生する。その分仕事量が増えるため、その業務を行なう職員が必要となる。さらに、平成 27 年度に行なわれた制度改革により、その業務は増加した。

しかし、小規模な自治体の役場などでは、担当者が少数であることも少なくないため、その事務処理が手に負えないというケースがあるのが事実だ。

以上、2 つのような問題により返礼品を送付したくてもすることのできない自治体があるのが現状だ。こうした運用を行なえない自治体と順調に運用を行い寄附を集めている自治体では、寄附金の受領額に大きな格差が生まれてくる。

¹⁶ ふるさと納税に関する現況調査結果について（平成 28 年 1 月 21 日アクセス）
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/report20151023.pdf

以下表 5 は、平成 26 年度ふるさと納税受入額トップ 5 を市区町村別に示している。また、表 6 は、同様に平成 27 年度のトップ 5 を示している。

表 5 受入額トップ 5 (平成 26 年度)

(単位：百万円、件)

| 平成26年度 | 受入額 | 受入件数 |
|-------------|-------|--------|
| 1位:長崎県 平戸市 | 1,463 | 36,067 |
| 2位:佐賀県 玄海町 | 1,067 | 49,778 |
| 3位:北海道 上士幌町 | 955 | 53,783 |
| 4位:宮崎県 綾町 | 944 | 62,991 |
| 5位:山形県 天童市 | 781 | 58,289 |

出所：著者作成

表 6 受入額トップ 5 (平成 27 年度 4 月～9 月)

(単位：百万円、件)

| 平成27年度(4月-9月) | 受入額 | 受入件数 |
|---------------|-------|---------|
| 1位:宮崎県 都城市 | 1,333 | 101,792 |
| 2位:山形県 天童市 | 1,222 | 74,245 |
| 3位:長野県 飯山市 | 964 | 43,632 |
| 4位:長崎県 平戸市 | 944 | 22,345 |
| 5位:山形県 米沢市 | 856 | 16,053 |

出所：著者作成

表 7 都道府県内市町村別受入額

| | | 26年 | 27年(4月-9月) | | | 26年 | 27年(4月-9月) |
|--------|-----------|------------|------------|---------|-----------|------------|------------|
| 北海道・東北 | 北海道 | 4,333,705 | 4,280,582 | 近畿 | 滋賀県 | 392,795 | 320,236 |
| | 青森県 | 293,253 | 190,410 | | 京都府 | 263,203 | 771,790 |
| | 岩手県 | 650,312 | 612,457 | | 大阪府 | 1,097,121 | 837,747 |
| | 宮城県 | 773,961 | 366,365 | | 兵庫県 | 1,550,946 | 1,222,092 |
| | 秋田県 | 328,051 | 457,962 | | 奈良県 | 169,741 | 161,232 |
| | 山形県 | 2,872,204 | 5,051,371 | | 和歌山県 | 429,514 | 414,901 |
| | 福島県 | 580,795 | 628,785 | | 合計 | 3,903,320 | 3,727,999 |
| 合計 | 9,832,282 | 11,587,931 | 中国 | 鳥取県 | 2,158,803 | 1,586,477 | |
| 関東 | 茨城県 | 520,022 | | 732,570 | 島根県 | 1,299,693 | 1,199,657 |
| | 栃木県 | 431,385 | | 266,228 | 岡山県 | 424,972 | 1,858,416 |
| | 群馬県 | 730,182 | | 724,891 | 広島県 | 568,523 | 201,351 |
| | 埼玉県 | 342,848 | | 405,632 | 山口県 | 400,151 | 315,325 |
| | 千葉県 | 394,483 | | 668,268 | 合計 | 4,852,141 | 5,161,227 |
| | 東京都 | 1,116,889 | 804,104 | 四国 | 徳島県 | 119,227 | 74,319 |
| | 神奈川県 | 1,068,472 | 285,782 | | 香川県 | 106,690 | 153,901 |
| 合計 | 4,604,281 | 3,887,476 | 愛媛県 | | 673,264 | 636,211 | |
| 甲信越 | 新潟県 | 494,619 | 659,556 | | 高知県 | 748,328 | 868,678 |
| | 山梨県 | 363,033 | 694,403 | 合計 | 1,647,509 | 1,733,109 | |
| | 長野県 | 2,090,213 | 3,505,693 | 九州・沖縄 | 福岡県 | 578,456 | 1,460,214 |
| 合計 | 2,947,865 | 4,859,652 | 佐賀県 | | 1,812,065 | 1,985,645 | |
| 北陸 | 富山県 | 122,976 | 76,595 | | 長崎県 | 1,769,468 | 1,714,791 |
| | 石川県 | 234,343 | 222,494 | | 熊本県 | 250,507 | 233,346 |
| | 福井県 | 106,864 | 112,483 | | 大分県 | 210,688 | 348,809 |
| 合計 | 464,184 | 411,572 | 宮崎県 | | 2,303,878 | 3,315,871 | |
| 東海 | 岐阜県 | 553,193 | 466,011 | | 鹿児島県 | 592,721 | 1,152,507 |
| | 静岡県 | 1,241,323 | 1,954,354 | 沖縄県 | 217,998 | 155,478 | |
| | 愛知県 | 487,650 | 595,788 | 合計 | 7,735,780 | 10,366,661 | |
| | 三重県 | 653,542 | 603,289 | | | | |
| 合計 | 2,935,709 | 3,619,442 | | | | | |

出所：著者作成

③ 地方財政制度の移り変わりに伴う財源不足

前述②で触れたように、寄附金の受納額には自治体間で異なり自治体の歳入格差が生まれている。この格差が生まれる根本を探るためには、その裏にある国の地方制度の移り変わりを見ていく必要がある。

④ 地方交付税の性格

そもそも地方交付税は、財源面で地方自治を保障するために、収入との差額で補填されるものである。その構造は、シャープ勧告によって導入された地方財政平衡交付金と戦前に導入された地方分与税のハイブリッドと言える。

そのため、①国税収入の一定割合として決まる地方交付税財源と、②地方財政計画の歳出と同時の歳入を確保するうえでの必要額、のどちらによって総額が決定されるか問題となってきたが、地方交付税財源が圧迫的に不足する現在は、②の側面が強く出ている。¹⁷

⑤ 国の構造改革による財源不足との闘い

¹⁷小西砂千夫・松木茂弘（平成 25 年）『実務から読み解く地方財政入門』第 9 章 2-(1)

平成 12 年～平成 16 年の小泉政権の頃、小泉構造改革により大幅な歳出圧縮が講じられた。この方針に、地方財政は大きく影響を受けることになった。国の打ち出した対策には、地方は当然協力が求められるようになり、財政再建により地方交付税をはじめとする地方財源が歳出圧縮のターゲットになる。ここでの地方財政措置として、地方交付税の一部を臨時財政対策債で補う措置が始まった。この措置が発行されるということは、国が赤字であり、地方交付税の財源不足が深刻であることを示している。このように国が赤字国債に大きく依存した状態では、必要な地方財源が確保されることは期待できない。このような状況から、地方の安定的な財政運営に大きな問題を抱えることとなり、そのために自治体は自ら財政運営に必要な資金収入を稼ぐ必要に迫られた。

この経緯を見ると、ふるさと納税も自治体が自らの財源を確保するためのひとつの政策となっていることが分かる。地方での安定的な財政運営を行なうためには、一心同体となっている国家財政を潤し安定させる必要がある。国家財政の動きは、地方財政に大きな影響を与える。

地方財政の歴史的経緯については、以下の 2 つのポイントが重要となってくる。

① 三位一体の改革とその後の自治体の財政難

地方交付税・補助金が削減され、自治体の財政は厳しくなった。夕張市のように財政破綻する自治体も現れたことから、政府は地方自治体財政健全化法を制定して、自治体に対し、財政の早期健全化を促した。

② 自治体独自の財政改革

各自治体は財政難を乗り越えるために、国の財政に頼らず、各々が収入増・支出減の努力を続ける。その結果、自治体間競争が激しくなった。収入増のために、未納の税金の徴収を強化したり、自治体債を発行したり、産業活性化を図ったりしたが、その 1 つにふるさと納税の導入が位置付けられる。

第 5 章 終章

さて、ここまでふるさと納税の実態と現状について調査してきた。本研究の目的と照らし合わせ、①ふるさと納税は地域活性化に繋がっているのか、②その効用が日本の地域全体に普及しているのかというポイントを明確にしておかなければならない。

平成 20 年度の制度開始以来、改正を重ねながらこれまで運用されてきたふるさと納税であるが、現在は世間での認知度も高まり、全国で運用されるようになった。この背景には、ふるさと納税に伴う返礼品の存在が大きく影響しており、その恩恵を受けている自治体が多いようにメリットの多い制度であることが分かった。

しかし、一方でその裏では、返礼品合戦の過熱問題や自治体間での利用格差の問題などがあることも事実である。これらの問題の根本には、国の補助金が削減されたことにより地方の財政運営が厳しくなり、自治運営のための財源を自治体自ら確保することが迫られるようになったことがあり、これが現状の問題を生み出している。これは、単にふるさと納税だけではなく地方財政全体に及ぶことでもある。

ふるさと納税制度の運用が軌道に乗り、財政が潤っている自治体がある一方で、そうでない自治体が存在することをもっと認識しなければならない。これからこの制度の運用を継続していくうえで、制度コントロールを行い自治体間でのバランスを保っていくこと、また、地方財政難を改善する制度の構造改革が必要となる。

これまでもふるさと納税の制度は、改正が繰り返され、利用しやすいものへと変化してきた。しかし、また新たに生まれた問題に対して、まだ改善の余地が残されている部分もある。

同じ制度に対しても、各自治体によってその対応や状況は様々だ。だからこそ、現場の声を聞き、変化を把握することで改善点が明るみとなり、これからのより良い制度設計・地域活性化に繋がるのである。

▼ 参考資料 ▼

＜返礼品（特産品）送付への対応についての総務大臣通知＞（平成 27 年 4 月 1 日付総税企第 39 号）（以下、該当部分抜粋）

(1) ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

ア) 当該寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し、次に掲げるような、返礼品（特産品）の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為を行わないようにすること。

・「返礼品（特産品）の価格」や「返礼品（特産品）の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示（各地方団体のホームページや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。）

イ) ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）を送付する行為を行わないようにすること。

① 換金性の高いプリペイドカード等

② 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品（特産品）

(2) ふるさと納税は、通常の控除に加えて特例控除が適用される仕組みであるが、その適用が、地方団体に対する寄附金額の全額（2,000 円を除く。）について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品（特産品）の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、当該返礼品（特産品）を受け取った場合の当該経済的利益については一時所得に該当するものであること。

(3) 各地方団体においては、上記(1)及び(2)を踏まえ、返礼品（特産品）の送付等、ふるさと納税に係る周知、募集その他の事務について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を行うこと。また、各都道府県においては、域内市区町村の返礼品（特産品）送付が寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応となるよう、適切な助言・支援を行うこと。

(4) ふるさと納税に関する窓口を明確化するなど、寄附者の利便性の向上に努めること。

(5) 寄附を受ける地方団体は、ふるさと納税の使途（寄附金の使用目的）について、あらかじめ十分な周知を行うなど、当該団体に係るふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること。

(6) 寄附を受けた地方団体においては、寄附者の個人情報に厳格に管理すること。特に、返礼品（特産品）送付に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。

▼ 調査結果まとめ ▼

(3)-1. 焼津市の場合

焼津市役所 財政課 ふるさと納税担当者に対し、Eメールによるアンケート調査を行った。（2015年10月9日～11月4日 実施）

<焼津市ふるさと納税データ>

・返納品導入開始時期：平成26年10月～

・返納品導入目的：

焼津市民からも他自治体へのふるさと納税寄附があり税収が減っている現状の中、既にふるさと納税を行っている自治体に寄附が集まっている点、ふるさと納税により焼津市と焼津市の産業を広くPRできるため。

・寄付金受納額（平成26年度）：284,583,611円（8,027件）

・寄付金使用用途：

1. 焼津市の事業全般に活用
2. みんなが安心して暮らせるまちづくり
3. 安全で快適なまちづくり
4. 3のうち、津波対策あんしん基金へ積立て
5. 豊かな心を育てるまちづくり
6. 活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり
7. 人と自然が調和するまちづくり
8. 市民と行政がともに創るまちづくり

（上記より選択可。）

・返礼品選定基準：

市内に事業所を有している事業所で、市内で生産製造または加工や販売をしているもの。

・地元協賛企業との提携方法：

焼津市ふるさと納税推進事業への提供企業・団体からの参加申請を焼津市が承認し、返礼品の発送業務を委託し、委託料を支払う。

・ふるさと納税に求める最終的効果：

産業振興の点から考えれば、返礼品を提供している事業者の新規顧客の開拓による事業拡大、またはそれによる雇用拡大、市政の点から考えれば自治体知名度の向上及び市への流入人口の増加（一時的なもの、恒久的なもの、双方ともに）を期待する。

<ふるさと納税に関して浮上する問題>

・ふるさと納税現行制度における問題点：

寄附金税額控除に係る申告特例制度について、手続きが煩雑であり、寄附を受ける自治体と特例により控除をしなければならない自治体共に膨大な労力がかかる。

・返礼品合戦の過熱における問題点：

現状、ふるさと納税の返礼品合戦を抑える法律が存在しないため、このような事態になっているものとする。各自治体が各自治体の判断で法に反さず行っているものを批評する事はできないが、ふるさと納税による税収及び寄附金収入の差が明確になっていくであろう状況を考えれば、今後更に過熱していくものとする。

(3)-2. 富士宮市の場合

富士宮市役所 企画部 未来企画課 地域政策推進室の伏見 賢治氏に対し、Eメールでのアンケート（平成27年10月26日～10月30日実施）、および電話インタビュー（平成27年11月2日実施）を行なった。

<富士宮市ふるさと納税データ>

・返礼品導入開始時期：平成27年4月～

・返納品導入目的：

特産品PR、寄付者への感謝の気持ちを伝えるため。また、現在全国における富士宮のイメージとしては富士宮やきそばが圧倒的な印象を誇っているが、実はそれ以外にもにじますや高原品（肉や乳製品）などの特産品があるということで、これらの認知度の低い特産品をPRしていきたいという意向も含まれている。

さらに、導入に踏み切る裏付けとして、他自治体を見て、ふるさと納税において好調な様子が見受けられたことや、富士宮市民がふるさと納税を実際にどのくらい利用しているかについて、富士宮市民の税金控除額の実態調査を実施。その結果、多くの市民が他自治体へ

のふるさと納税を利用していることが把握できたため、市から流出してしまっている分を取り戻さなければならないという考えから導入が決まった。

・寄付金受納額：

平成 26 年度→ 103,184,129 円 (15 件)

平成 27 年 4 月 1 日～9 月 30 日→ 1,746,000 円 (123 件)

・寄付金使用用途：

①富士山の自然と産業が調和した元気なまちづくり (環境経済)

②やさしい心で進める健康と福祉のまちづくり (健康福祉)

③健全な心と体をはぐくみ人が輝くまちづくり (教育文化)

④快適でにぎわいとふれあいのあるまちづくり (都市整備)

⑤コミュニティ豊かな安全・安心なまちづくり (市民生活)

⑥市民協働と自立したまちづくり (行財政)

⑦「富士山基金」 日本人のふるさと富士山のために

⑧富士宮市政全体のため

(上記より選択可)

・返納品選定基準：

地域の特産品を中心に選定。モノばかりだけでなくレジャーなど直接富士宮市に足を運んでもらえるものも検討中。

・地元協賛企業との提携方法

特産品を取扱う企業等の協会(富士山特産品振興会)を中心に、返礼品の発送について連携。返礼品の発送についてはすべて責任をもって行ってもらい、発送後、返礼品の金額の請求をしてもらう仕組み。

・寄付者統計：

具体的な数字は非公開。最も多いのは東京都から、次いで愛知県・神奈川県・大阪府となっている。

・返礼品の状況：

具体的な数字は非公開。最も人気が高いのは、富士宮やきそばを含む「ご当地グルメセット」その①、その②ともに。その他には、「ふじのくにいきいき鶏詰め合わせ」、「朝霧高原人気セット」、「ドライエイジングビーフ」などが人気。ご当地グルメや地域ならではの返礼品が人気。

<ふるさと納税に関して浮上する問題>

・ふるさと納税現行制度における問題点：

今後、この動きがいつまで継続するのか動向を察知していく必要がある。人口減少と共に、各地方で人と金の奪い合いと表現されることもあるように、激化している状況であると考えられる。また、確定申告不要のワンストップ特例や今後の制度変更についても注視し、対応していく予定。

・返礼品合戦の過熱における問題点：

ふるさと納税自体は、市の収入増加につながり、さらに特産品をPRすることができるという大きなメリットがある。そのため、目玉商品や特色のある自治体は非常に活用しやすく利点の多いふるさと納税であるが、一方で特色のない自治体は、活用が困難で他の自治体へのふるさと納税により市民のお金が流れ出ていってしまうというデメリットがある。

地方から都市にお金が出ていくことが理想的であるが、現状では地方と地方間での流れが生まれているのが現状。

あくまで節度を持った寄付が重要であり、見返りを求めた高額な返礼品は避けることが望ましい。あくまでも寄付者への感謝の気持ちを大切に、過熱しないようにしていくことが求められる。

(3)-3. 長泉町の場合

長泉町役場 企画財政課 財務契約チーム ふるさと納税担当者に対し、Eメールにおけるアンケートを行なった。(平成27年10月26日実施)

<長泉町ふるさと納税データ>

・返礼品導入開始時期：導入実績なし

・寄付金受納額：回答なし

・寄付金利用用途：

寄附金は、皆様のご意見を参考にしながら、長泉町の将来都市像である「自然と都市の共生 人とまちの健康創出 いきいき長泉」の実現に向け、また、引き続き「活力あるまち」であり続けられるよう、「いつまでも住みたい、住み続けたいまちづくり」、「暮らす誇りや愛着を持ち続けられるまちづくり」を推進する事業で、大切に活用させていただきます。

・返礼品を導入しない理由：

返礼品の贈呈がふるさと納税制度の創設趣旨と合わないと考えているため。

<ふるさと納税に関して浮上する問題>

・ふるさと納税現行制度における問題点：

職員の事務量増加、返礼品の創出（仮に特産物と考えた場合には安定供給といった点に不安がある。）

▼ 参考文献 ▼

◇総務省／ふるさと納税ポータルサイト

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html

◇ふるさと納税ポータルサイト 「ふるさとチョイス」

<http://www.furusato-tax.jp/>

◇Yahoo!ニュース／Tポイントでふるさと納税

<http://zasshi.news.yahoo.co.jp/article?a=20150512-00010000-suitsw-life>

◇日本経済新聞電子版／ふるさと納税、トップは長崎・平戸市（平成26年度）

http://www.nikkei.com/article/DGXLASDF01H2D_Y5A500C1EE8000/

◇総務省自治事務局『ふるさと納税に関する調査結果』

http://www.soumu.go.jp/main_content/000248910.pdf

◇小池宣康(平成23年)「『ふるさと納税制度』の仕組みと現状」～自治体の魅力発信の切り口から～（マッセOSAKA公募論文 最優秀賞受賞論文）

http://www.masse.or.jp/ikkrwebBrowse/material/files/jichi2012_03_03.pdf

◇ふるさと納税研究会報告書

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/pdf/houkokusyo.pdf

◇ふるさと納税研究会報告書のポイント

http://info.pref.fukui.jp/rousei/furusato_ouen/houkokusyo-point.pdf

◇株式会社三菱総合研究所(平成24年)「少子高齢化社会における地域経済活性化の在り方に関する調査研究報告書」

http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2012fy/E002546.pdf

◇静岡県焼津市

http://www.city.yaizu.lg.jp/furusato_nouzei/index.html

◇静岡県富士宮市

http://www.city.fujinomiya.shizuoka.jp/municipal_government/fujinomiya_kifu.html

◇静岡県駿東郡長泉町

http://japan.nagaizumi.org/kikaku/furusato_nouzei.html

◇日経ゲンダイ DIGITAL: 過熱する「ふるさと納税」合戦…高額特典で寄付誘う悪ノリも
(平成 27 年 12 月 13 日アクセス)

<http://www.nikkan-gendai.com/articles/view/life/158790/1>

◇読売オンライン: 「返礼合戦」過熱、総務相が自粛通知 (平成 27 年 12 月 13 日アクセス)

<http://www.yomiuri.co.jp/feature/matome/20150409-OYT8T50051.html>

◇伊藤正昭 (平成 26 年) 「地域経済循環と地域産業における内的活性化」

https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/bitstream/10291/16750/1/seikeironso_82_3-4_39.pdf

◇松井雄史 (平成 24 年) 「女性従業員の活躍を推進する中小企業の特徴～女性の活躍を促すための取り組みのあり方～」

https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/ronbun1211_04.pdf

◇一般財団法人地方自治研究機構 (平成 26 年) 「高齢者が活躍できる場を拡大するための自治体支援策に関する調査研究」

http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/004/pdf/h25/h25_13.pdf

◇小西砂千夫・松木茂弘 (平成 25 年) 『実務から読み解く地方財政入門』学陽書房